

【一般登録型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;"><u>50,000 円</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>50%</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>50%</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	<p>成功報酬</p> <p>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の</p> <p style="text-align: right;"><u>50%</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-316890

事業所の名称及び所在地 株式会社フォグラッド 東京事務所

東京都大田区西蒲田 1-12-19

(令和 6 年 4 月 30 日東京労働局届出受理・同年 7 月 1 日適用開始)

【サーチ／スカウト型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<p style="text-align: right;"><u>50,000 円</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	<p>着手金 <u>100,000 円</u></p> <p>活動 1 日あたり <u>50,000 円</u></p> <p>(または、活動 1 時間あたり <u>5,000 円</u>)</p> <p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>当該求職者の就職後、雇用契約期間中 (雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分) に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>50%</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-316890

事業所の名称及び所在地 株式会社フォグラッド 東京事務所

東京都大田区西蒲田 1-12-19

(令和 6 年 4 月 30 日東京労働局届出受理・同年 7 月 1 日適用開始)

【再就職支援型】

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
<p>就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言</p>	<p>着手金 <u>100,000 円</u></p> <p>相談・助言終了時 <u>50,000 円</u></p> <p>成功報酬</p> <p>期間の定めの有無に関わらず、職業紹介が成功した場合において、当該再就職支援対象者（求職者）の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u></p> <p>どちらか高い方とする。</p> <p>手数料負担者は 関係雇用主 とします。</p>
<p>求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス</p> <p>【職業紹介サービス】</p>	<p>成功報酬</p> <p>(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u></p> <p>(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合)</p> <p>職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%</u></p> <p>手数料負担者は 求人者 とします。</p>

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-316890

事業所の名称及び所在地 株式会社フォグラッド 東京事務所

東京都大田区西蒲田1-12-19

(令和6年4月30日東京労働局届出受理・同年7月1日適用開始)

返戻金制度について

返戻金制度に関する規定

(目的)

本制度は、当社が提供する人材紹介サービスにおいて、紹介した求職者が一定期間内に退職した場合に、クライアント企業に対して一部手数料を返戻するためのものです。

(適用条件)

本制度は、以下の条件を満たす場合に適用されます。

1. 当社の紹介により採用された者が、本人の責に帰すべき事由により入社後6ヶ月以内に退職または雇用契約が終了した場合。
2. 退職理由が以下に該当しない場合：
 - 会社側の都合（例：整理解雇、業績悪化による契約終了、配属部署の変更等）
 - 不当な労働条件の変更やハラスメント等による退職
 - 労働基準法その他の法令に違反する労働環境による退職
3. クライアント企業が、紹介手数料を契約通りの期日までに全額支払っていること。

(返戻金割合)

本制度における一般的な返戻金割合は以下の通りです。

在籍期間	返戻金率（紹介手数料に対する割合）
入社後1ヶ月以内の退職	50%返戻
入社後1ヶ月超3ヶ月以内の退職	25%返戻
入社後3ヶ月超6ヶ月以内の退職	5%返戻
入社後6ヶ月を超えた場合	返戻なし

ただし、個別の契約に応じて別途返戻金率を定めることができるものとし、契約締結時に書面にて取り決めるものとします。

(返戻手続き)

1. クライアント企業は、退職発生後7営業日以内に当社へ書面（電子メールを含む）にて通知するものとする。
2. 退職の理由について客観的な証拠（退職届、本人の申し出に基づく証明など）を提出すること。
3. 当社は、返戻の適用可否を確認した上で、返戻金をクライアント企業へ返金する。

4. 返戻金は、退職の発生した翌月末までに指定の口座へ振込するものとする。

(その他の注意事項)

- 本制度の適用は、クライアント企業が契約条件を遵守している場合に限る。
- 返戻金制度は、紹介手数料の減額や請求猶予を意味するものではない。
- 本制度の内容は、法令の改正等により変更されることがある。

以上。